

6 計画
6.1.2 環境側面
EM-6.1.2
最終改定日 2020/4/1

## 6.1.2 環境側面

- 1 環境マネジメントシステムの対象となるすべての活動について、管理できる環境側面及び影響を及ぼすことができる環境側面を特定し、次の対象及び対象の状況により、過去の活動及び計画された活動を含め実施する。環境側面は、環境負荷を直接与える直接影響と、環境に良い影響を間接的にもたらす「教育・研究活動」等の間接影響を決定する。これらの評価方法及び評価基準については、「別表 10 (6.1.2) 環境影響評価要領」に記述する。
  
- 2 環境影響評価は、次の時期に実施する。
  - (1) 環境マネジメントシステムの構築時
  - (2) 環境マネジメントシステムの定期レビュー時
  - (3) 環境マネジメントシステムの内部環境監査の結果、不適合が発生又は予測される時
  - (4) 年度予算の計上等により新規の活動が追加になった場合、若しくは活動が変更された場合
  - (5) その他環境影響評価の必要が生じた時
  
- 3 環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持するうえで、著しい環境側面を確実に考慮に入れるものとする。
  
- 4 環境影響評価・登録を「別表 9 環境影響評価フロー」に示し、その詳細な手続きを、「別表 10 (6.1.2) 環境影響評価要領」に記述する。

別表 9 (6.1.2) 「環境影響評価フロー」

別表 10 (6.1.2) 「環境影響評価要領」

- 5 環境影響評価登録表に記載されたものの内、環境に有意なものを環境影響評価登録項目として別表 11 「環境影響評価登録項目」に示す。

別表 11 (6.1.2) 「環境影響評価登録項目」